

これからのことを考える

遺言書を作ったので大丈夫と思っていませんか

財産管理等の委任契約

病気やケガで体が思うように動かなくなり、自分で銀行などに行け無かったり、保険請求も誰かに頼むとその都度委任状が必要です。
この契約をしておけば安心。

任意後見契約

判断能力が衰えた時のためにこの契約を結んでおけば、家庭裁判所の監督の下、財産の管理や診療・介護福祉サービスの契約をすることが出来ます。

死後事務委任契約

独身の方や家族が遠方の方などに向けたサービスです。
葬儀の手配、役所の手続き、ご自宅の処理などを対応いたします。

これからをどう生きるか



ケガ等で体が動けなくなったらどうしよう



物忘れがひどくなり
痴呆症の前兆が現れたらどうしよう



施設の手続きは誰がしてくれるのだろう



自分が死んだら誰が対応してくれるのだろう

終活についてのご相談はアベイル司法書士事務所へ
大阪市東成区中道3丁目15番31 0120-015-117
司法書士 鄭 登志夫 認定番号1012074号